



埼玉県報

第 100 号
令和 2 年(2020 年)
4 月 24 日
金曜日

目次

条例のあらまし

- 埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（保安課）

条例

- 埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例の一部を改正する条例（保安課）

規則

- 学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則について（教職員課）
- 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）

告示

- 埼玉県庁舎及びその敷地内で使用する電気に関する入札公告（管財課）
- と畜検査手数料の徴収事務委託（食肉衛生検査センター）
- 中島用悪水路土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 高須賀用排水路土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 阿須運動公園と県道富岡入間線との兼用工作物管理協定の締結（道路環境課）
- 新座都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 新座都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 新座都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 新座都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 交通管制システム保守業務に関する入札公告（施設課）
- 県道富岡入間線の供用の開始（飯能県土整備事務所）
- 一般国道 462 号の区域の変更（本庄県土整備事務所）

令和2年(2020年)4月24日

- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 令和元年度埼玉県議会情報公開の実施状況（政策調査課）
- 令和2年埼玉県警察本部告示第25号の一部改正告示（警務課）

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十一号）（保安課）

一 趣旨

道路運送車両法の一部改正に伴い、規定の整備をするための改正

二 内容

規定の整備

第十二条第一項第一号（現行）分解整備 ↓（改正後）特定整備

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年四月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第三十一号

埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例（令和二年埼玉県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「自動車分解整備事業者が分解整備」を「自動車特定整備事業者が特定整備」に、「分解整備を」を「特定整備を」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規則

学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

埼玉県教育委員会規則第十六号

学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の通勤手当に関する規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項第三号中「。以下「育児休業法」という。」、**「。以下「分限条例」という。」**、**「。以下「派遣条例」という。」**及び**「。以下「公益的法人等派遣条例」という。」**を削り、「であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなるとき。」を**「（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第十二条の四第二項において「大学院修学休業等となつた場合」という。）」**に改める。

第十二条の四第二項中「教育公務員特例法第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をし、法第二十八条第二項の規定により休職にされ、法第二十九条の規定により停職にされ、法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、育児休業法第二条の規定により育児休業をし、法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をし、法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をし、分限条例第二条の規定により休職にされ、派遣条例第二条第一項の規定により派遣され、又は公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣された場合であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなつたとき」を「大学院修学休業等となつた場合」に、「**（**」は「**）**」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の学校職員の通勤手当に関する規則の規定は、令和二年四月一日から適用する。

2 令和二年四月一日前に月の中途において教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をし、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条第二項の規定により休職にされ、法第二十九条の規定により停職にされ、法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条の規定により育児休業をし、法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をし、法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をし、職員の分限に関する条例（昭和二十六年埼玉県条例第五十一号）第

二条の規定により休職にされ、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年埼玉県条例第一号）第二条第一項の規定により派遣され、又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第七十二号）第二条第一項の規定により派遣された場合に該当した職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。

規則

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則七―一〇三三

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二四）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項第三号中「。以下「分限条例」という。」、**「。以下「育児休業法」という。」、**「。以下「派遣条例」という。」及び「。以下「公益的法人等派遣条例」という。」を削り、「であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなるとき。」を「（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第十二条の四第二項において「休職等となつた場合」という。）」に改める。****

第十二条の四第二項中「法第二十八条第二項の規定により休職にされ、分限条例第二条の規定により休職にされ、法第二十九条の規定により停職にされ、法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、育児休業法第二条の規定により育児休業をし、法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をし、法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をし、派遣条例第二条第一項の規定により派遣され、又は公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣された場合であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなつたとき」を「休職等となつた場合」に、「」は「」には「」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の通勤手当に関する規則の規定は、令和二年四月一日から適用する。

2 令和二年四月一日前に月の中途において地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条第二項の規定により休職にされ、職員の分限に関する条例（昭和二十六年埼玉県条例第五十一号）第二条の規定により休職にされ、法第二十九条の規定により停職にされ、法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条の規定により育児休業をし、法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をし、法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をし、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年埼玉県条例第一号）第二条第一項の規定によ

り派遣され、又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第七十二号）第二条第一項の規定により派遣された場合に該当した職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。

告 示

埼玉県告示第四百四十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年四月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県庁舎及びその敷地内で使用する電気 契約電力3,200キロワット 予定
使用電力量12,824,000キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

令和2年8月1日（土）から令和3年11月30日（火）まで

(4) 需要場所

埼玉県庁舎及びその敷地内

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

また、入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）又は物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第277号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第

41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) 入札説明書の様式2の別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」を満たす者であること。
- (8) 契約の締結日に関わらず、平成27年4月1日から本件入札の公告日までの間に、国、地方公共団体又は民間企業その他の団体との契約により、1年間に5,000,000キロワット時以上を供給する電力調達を完了した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部管財課電気施設担当 電話048-830-2613（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

令和2年6月8日（月）午前9時から同月11日（木）午後5時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

令和2年6月8日（月）午前9時から同月11日（木）午後3時まで

なお、郵送する場合は、書留郵便によること。

- (4) 開札の場所及び日時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を入札説明書に示す方法で令和2年5月19日（火）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を

受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び電気需給契約書（案）による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of services required

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Office including other facilities on the premises of the prefectural government office (Contract: 3,200 kW, estimated kWh: 12,824,000 kWh).

(2) Deadline for submission

By electronic bidding system: 5:00 pm, June 11, 2020

By mail: 3:00 pm, June 11, 2020

In person: 3:00 pm, June 11, 2020

(3) Contact point for more information

Public Property Management Division, General Affairs Department,
Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2613

告示

埼玉県告示第四百四十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げると畜場におけると畜検査手数料の徴収事務を、それぞれ同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

令和二年四月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

と畜場の名称	受託者の住所・名称及び代表者氏名	委託期間
和光ミートセンター	埼玉県和光市新倉六丁目九番二十号 株式会社アグリス・ワン 代表取締役 阿部 昌史	令和二年四月 一日から 令和三年三月 三十一日まで
県北食肉センター	埼玉県熊谷市下増田百七十三番地 県北食肉センター協業組合 代表理事 中村 隼人	
本庄食肉センター	埼玉県本庄市杉山百十五番地 協業組合本庄食肉センター 代表理事 増野 幸男	

告 示

埼玉県告示第四百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年四月二十日認可した。

令和二年四月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

中島用悪水路土地改良区

二 事務所所在地

幸手市

告 示

埼玉県告示第四百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年四月二十日認可した。

令和二年四月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

高須賀用排水路土地改良区

二 事務所所在地

幸手市

告 示

埼玉県告示第四百四十四号

令和元年埼玉県告示第七十九号で公示した公共測量は、令和元年十二月二十七日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百四十五号

令和元年埼玉県告示第三百六十一号で公示した公共測量は、令和二年三月二十五日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において適用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百四十六号

令和元年埼玉県告示第三百三十五号で公示した公共測量は、令和二年三月十九日終了した旨測量計画機関である幸手市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百四十七号

測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県秩父県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（空中写真）

三 作業地域

秩父県土整備事務所管内のうち、秩父市の一部

四 作業期間

令和二年四月十日から令和二年六月三十日まで

告 示

埼玉県告示第四百四十八号

令和元年埼玉県告示第八百五十一号で公示した公共測量は、令和二年三月十九日終了した旨測量計画機関である川越市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百四十九号

令和元年埼玉県告示第五百五十七号で公示した公共測量は、令和二年三月二十五日終了した旨測量計画機関である桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第四百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十条第一項の規定に基づき、兼用工作物の管理の方法について、公園管理者飯能市と協議して次のとおり定めたとの告示する。

令和二年四月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

路線名	位置	種類	他の工作物の名称	
			公園管理者	道路管理者
県道富岡 入間線	飯能市大字阿 須字深井八一 二番一七地先 から同市大字 阿須字深井八 一二番一〇地 先まで	道路	阿須運 動公園 限	兼用工作物の 区域内におけ る飯能市都市 公園条例（昭和 六十二年飯能 市条例第五号） の規定に基づ く許認可、行 政処分等の権 限
				兼用工作物の 改築、維持管 理、災害後の 復旧工事（公 共土木施設災 害復旧事業国 庫負担法（昭 和二十六年法 律第九十七号） の適用を受け るものを含む。） 及び区域内に おける道路法 の規定に基づ く許認可、行 政処分等の権 限

告 示

埼玉県告示第四百五十一号

新座市から新座都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和二年四月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百五十二号

新座市から新座都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和二年四月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百五十三号

新座市から新座都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和二年四月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百五十四号

新座市から新座都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和二年四月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百五十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年四月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

交通管制システム保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和2年7月1日（水）から令和3年6月30日（水）まで。ただし、令和3年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県警察本部総務部財務局施設課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）又は物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第277号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を

受けていない者であること。

- (5) 平成22年4月1日から本件入札の公告の日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）又は地方公共団体（埼玉県が出資する指定出資法人を含む。）との請負契約により、交通管制中央装置の保守業務を完了させた実績又は同装置の設置等工事を完成させた実績を有すること。
- (6) 保守点検及び緊急の障害に対応するため、県内に有する事務所等から速やかに臨場でき、かつ、機器の障害について24時間対応が可能であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局施設課安全施設係 坂口 電話048-832-0110 内線2292

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年6月22日（月）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年6月19日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年6月22日（月）午前9時40分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局施設課 令和2年6月22日（月）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和2年6月12日（金）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和2年5月7日(木)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:A Inspection of Traffic Control System

(2) Time - limit for tender:By the electronic tender system; 9:50 a.m. June 22, 2020 By mail;5:00 p.m. June 19, 2020 In person; 9:40 a.m. June 22, 2020

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Facilities Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone; 048-832-0110 Ext. 2292

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年四月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年四月二十四日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水 弘

路 線 名	富岡入間線
供用開始の区間	飯能市大字阿須字深井八一二番一七地 先から同市大字阿須字深井八一二番一 〇地先まで
供用開始の期日	令和二年四月二十七日 午後三時
備 考	令和元年九月二十七日 付け埼玉県飯能県土整備 事務所長告示第四号で告 示した道路予定区域の供 用開始である。 延長二一六・二六メー トル

告示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年四月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年四月二十四日

埼玉県本庄県土整備事務所長 飯塚 雅彦

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 四百六十二号

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
三番地先まで	本庄市児玉町児玉字仲町七三番一 地先から同市児玉町児玉字上町一	区 間
一四・五〇〃 三〇・四六	一〇・六三〃 一〇・八六	敷地の幅員 (メートル)
八八・八二		延長 (メートル)
自転車歩行車道整備工事である。		備 考

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年四月二十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 志村 宏

一 許可番号

令和二年四月十日

指令越建セ第〇一〇四二一号

二 検査済証番号

令和二年四月二十日

越建セ第四三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字西原四百七十番四十七、

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目二十六番十一号

一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

告 示

埼玉県議会告示第二号

埼玉県議会情報公開条例（平成十一年埼玉県条例第二号）第十五条の規定により、令和元年度の公文書の公開の実施状況を次のとおり公表する。

令和二年四月二十四日

埼玉県議会議長 田村 琢実

請求の受付件数及び処理件数

受付件数		処理件数	
七五	令和元年前年度か 度受付件らの繰越 数	八	令和二年 度への繰 越件数
〇	件数	六七	
七五	計	〇	
		七五	

注 件数は、公文書の件数である。

告 示

埼玉県警察本部告示第47号

令和2年埼玉県警察本部告示第25号（令和2年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験の実施）の一部を次のように改正する。

令和2年4月24日

埼玉県警察本部長 高木 紳一郎

4を次のように改める。

4 試験の月日、会場及び合格発表

試験	月 日	会 場	合格発表日時	合格発表の方法
第一次試験	6月21日（日）	埼玉県内の大学等で行う。 詳細は、別途通知する。	7月14日（火） 午前10時	合格者に文書で通知するほか、合格者の受験番号を県庁本庁舎南玄関の掲示板及び埼玉県警察ホームページに発表日の
第二次試験	7月18日（土）から7月20日（月）までのいずれか1日及び8月9日（日）から8月16日（日）までのいずれか1日に埼玉県警察学校で行う。		9月15日（火） 午前10時	午前10時から7日間掲示する。